

報告第 9 号

三次市部活動地域展開について

三次市部活動地域展開について、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 1 0 月 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

令和8年9月25日  
三次市議会全員協議会提出資料  
教育部・地域共創部

# 部活動の地域展開について

この資料の一部は、生成AIにより作成しています。



## 少子化

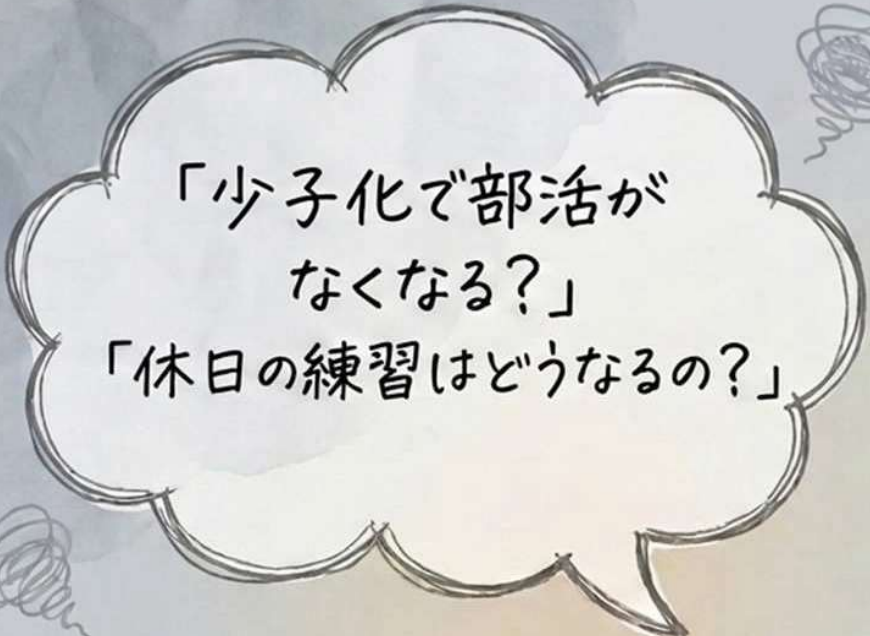
生徒数が減り、  
単独の学校ではチーム編成や  
活動の維持が困難に。



## 多様化

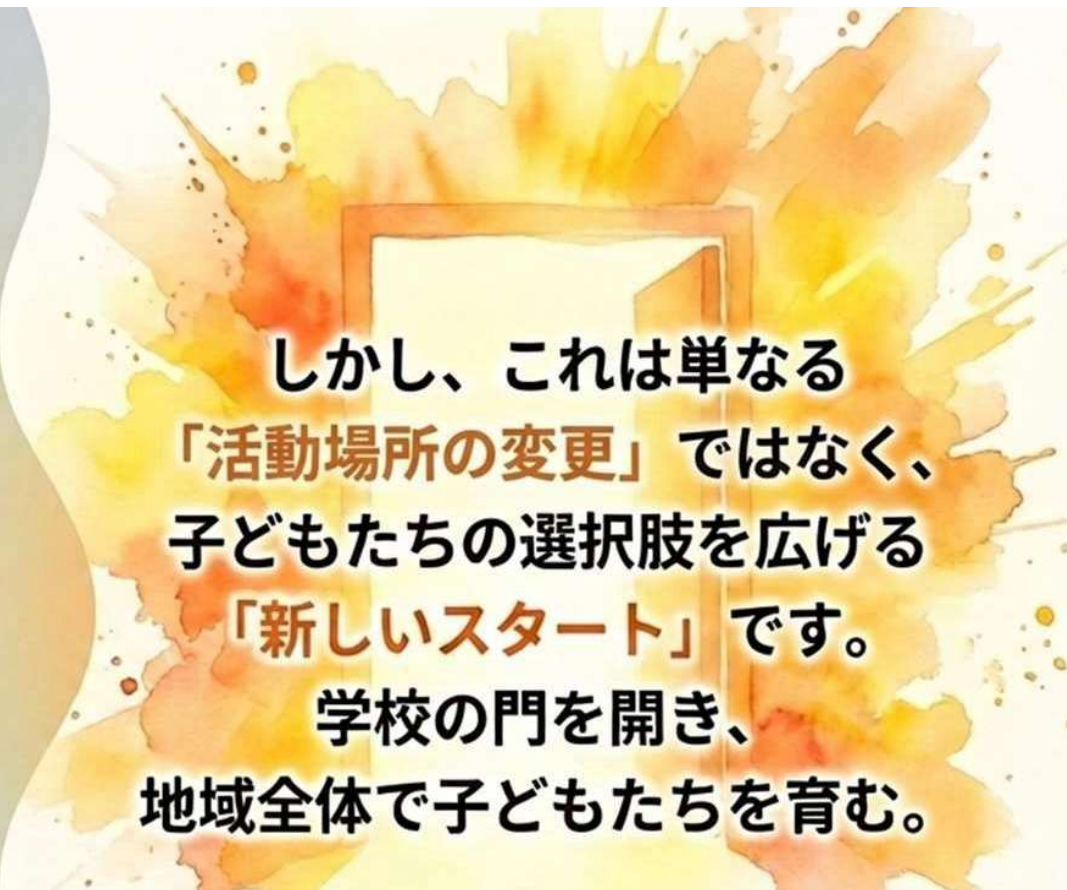
「大会で勝ちたい」だけでなく、  
「気軽に楽しみたい」  
「新しい文化に触れたい」など、  
子どもたちのニーズが多様化。

子どもたちの「体験の場」を  
さらに広げていくための取組が  
「地域展開」です。



「少子化で部活が  
なくなる？」  
「休日の練習はどうなるの？」

今のままの学校部活動を維持することは、  
確かに難しくなっています。



しかし、これは単なる  
「活動場所の変更」ではなく、  
子どもたちの選択肢を広げる  
「新しいスタート」です。  
学校の門を開き、  
地域全体で子どもたちを育む。

令和9年4月から「休日」の部活動は終了し  
「三次市地域クラブ」がいよいよ始まります。

※「休日」とは、土日祝日をさします。（夏季休業中などの平日は含みません。）

## これまでの部活動と地域クラブの違い

### 現在の学校部活動

活動内容

学校で設定

活動場所

原則学校

参加者

その中学校の生徒のみ(年々減少)

指導者

原則学校の教員のみ

選択性

選択肢が少なく、年々減少

多様性

新たな種目は増やしにくい、  
気軽に参加できない

### 三次市地域クラブ

様々な団体により設定

地域や学校等の各施設

柔軟に設定(児童、生徒、多世代など)

地域の指導者(希望する教職員も含む)

様々な選択肢から子どもが自ら選択

活動内容や日数など、  
ニーズにあわせて選択できる

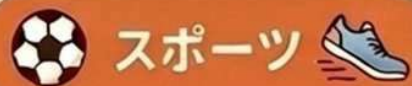


## 地域全体で子どもたちを見守り支える「三次市地域クラブ」を設置

子どもたちが「自分で決める」ことが可能です。

子どもたちの「選択肢を増やす」ため、地域の様々な団体と連携しながら充実を図ります。

### 三次市地域クラブ



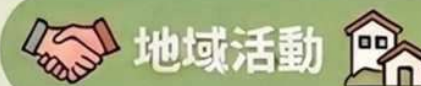
スポーツ



文化芸術



伝統芸能



地域活動

登録

企業

スポーツ団体

文化芸術団体

伝統芸能団体

住民自治組織

等 4

三次市地域クラブは、  
スポーツや文化芸術活動に加え、地域の歴史・文化の継承や  
地域活動も含めた、より自由で開かれた活動です。

## やってみたい

子どもの「やりたい」、  
「やってみたい」に  
チャレンジできる環境。

## 多様な場

子どもから大人まで、  
多様な世代が活動に  
親しむことができる環境。

## 居場所

誰もが気軽に参加できる  
ような居場所のひとつ  
となる環境。

## 活動イメージ① 「三次市地域クラブ登録団体による活動」

やりたいことを選んで活動!!



三次地域クラブに登録した団体から、  
子どもが「やりたい活動」を選んで活動します



スポーツ: 軟式野球、サッカー、卓球、剣道、  
バレーボール、ソフトテニス、柔道、  
バスケットボール、ゴルフなど



文化芸術: 吹奏楽、茶道、神楽、太鼓、美術、  
伝統芸能など



地域活動: 地域活動やボランティア活動など

## 活動イメージ② 参加しやすく、みんなで楽しめる「体験会やイベント」

「特定のクラブに入るのはハードルが高い」、「いろいろなことを少しずつ試してみたい」



### コンセプト

子どもたちが、様々な活動に触れるきっかけづくり、活動の場づくり

### 主な活動内容

トップ選手や指導者による教室  
児童・生徒向けの出前講座  
TRI-NEXT越境部など

### 運営団体

例) 三次スポーツコミッション、三次市文化連盟、美術館、博物館、図書館、三次市など

## 活動イメージ③ 放課後の「居場所づくり」

## 集まったみんなで「やりたいこと」を企画・実践

「放課後や休日に友達と集まる場所が欲しい」、「いろいろな人とつながりたい」



いつ・どこで？

例) 週1回程度、放課後の時間を利用して学校  
やコミュニティセンターなどで開催



## 何をするの？

例) 大人が決めるのではなく、集まった生徒が、自ら「やりたいこと」を計画。地域の人たちと協力しながら、実践していく。



## 誰が支えるの？

例) 学校運営協議会、住民自治組織、三次市などが連携し、子どもたちの放課後などの居場所づくりに取り組む。

## 三次市地域クラブの認定要件（案）

- ・「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」及び「三次市地域クラブガイドライン（策定中）」の遵守
- ・適切な活動時間や休養日の設定
- ・代表者や指導者の研修受講
- ・適切な心身の安全の体制確保
- ・暴力、暴言、ハラスメント等の防止の徹底

# 三次市地域クラブに係る運用ルール



## 【申し込み】

子どもが参加を希望する活動へ直接申し込みます。



## 【移動手段】

原則、各自で移動します。  
(子ども自身か保護者等による送迎など)



## 【費用負担】

費用については、自己負担となります。  
(※団体ごとに金額は異なります。)

# 急激な変化ではありません。 3年間かけて、徐々に移行していきます。

【現在～令和9年3月】      【令和9年4月スタート】      【令和11年～令和13年】  
      休日の地域展開・3年間～5年間の移行期間      完全地域展開の開始

現行の学校部活動

三次市地域クラブ活動  
(平日も含めた完全移行へ)

- ・学校部活動と地域クラブが共存する期間です。
- ・「部活動のみ」「地域クラブのみ」「どちらも」—自分のペースでスタイルを選ぶ期間です。

令和9年4月から、休日の活動を地域展開します。  
子どもたちに無理のないペースで完全移行をめざします。

## 検討中の支援内容

### 01 保護者負担に対する支援

- ・活動に係る保険料に対する支援
- ・経済的困窮世帯への参加費に対する支援

### 02 登録団体に対する支援

- ・学校体育施設利用に係る使用料等の減免
- ・学校備品の貸出
- ・活動費に対する支援

## スケジュール（R 8 年度）

| 内容           | 10月                                 | 11月 | 12月 | R9年1月              | 2月 | 3月 |
|--------------|-------------------------------------|-----|-----|--------------------|----|----|
| 児童・生徒<br>保護者 | 制度の周知(広報誌、ホームページ、SNS)               |     |     |                    |    |    |
|              | ●三次市部活動地域展開フォーラム(10月31日)            |     |     |                    |    |    |
|              | 保護者説明                               |     |     | 三次市地域クラブへの申込       |    |    |
|              | 体験会への参加                             |     |     |                    |    |    |
|              |                                     |     |     |                    |    |    |
| 三次市地域クラブ     | 登録団体の募集(ホームページ等)※11月末で1次集約。その後は随時募集 |     |     |                    |    |    |
|              | 登録希望団体説明会                           |     |     | ●指導者研修会            |    |    |
|              | 体験会の実施                              |     |     |                    |    |    |
|              | ★三次市地域クラブ設置<br>(11月下旬)              |     |     | 三次市地域クラブの周知及び参加者募集 |    |    |
|              |                                     |     |     |                    |    |    |
| 議会           | 適宜報告                                |     |     |                    |    |    |

## 三次市地域クラブガイドライン（案）

## 1 趣旨

本ガイドラインは、令和 7 年 3 月に策定した「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」に基づき、子どもが、意欲的にスポーツ・文化芸術活動等に取り組むことができる環境づくりのために推進する「三次市地域クラブ」について、必要な事項を定めるものです。

## 2 三次市地域クラブの概要

## (1) 基本方針

エンジョイ志向から競技志向まで子どもの幅広いニーズに対応できる環境づくりに向け、次の 3 つの柱を基本方針として取り組みます。

- 子どもの「やりたい」、「やってみたい」にチャレンジできる環境づくり
- 子どもから大人まで、多様な世代が活動に親しむことができる環境づくり
- 誰もが気軽に参加できるような居場所のひとつとなるような環境づくり

## (2) 対象とする活動

現在の部活動で実施されている種目に限定せず、スポーツや文化芸術活動に加え、地域の歴史や文化の継承や地域活動も含めた活動とします。

三次市地域クラブは登録制で、子どもが自ら選んで活動できるよう地域の様々な団体と連携し充実を図っていきます。

## 3 登録団体制度の概要

## (1) 登録団体とは

子どもが多様な選択肢から興味・関心がある活動を選ぶことができるよう、本ガイドラインや「三次市地域クラブへの団体登録に関する要項」の規定に基づき登録された団体です。

## (2) 認定要件

登録団体の要件は、次の（ア）から（ク）のとおりとします。

登録要件のすべてを満たす団体を登録します。

- （ア）「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」及び「三次市地域クラブガイドライン」を遵守すること。
- （イ）活動拠点が原則として三次市内にあること。
- （ウ）適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- （エ）代表者や指導者が、市が指定する研修を受講していること。
- （オ）子どもに対して、自身のけが等を補償する保険や賠償責任保険に加入させていること。
- （カ）組織の目的、会費、役員等を定めた規約（会則）が整備されていること。
- （キ）適切な心身の安全確保の体制が確保されていること。
- （ク）全ての運営者及び指導者が、以下のいずれにも該当しないことを誓約すること。
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

- ・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。
- ・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切な者。

### (3) 登録申請

登録を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、次の書類を三次市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に提出してください。

- （ア）三次市地域クラブ登録申請書（様式第1号）
- （イ）三次市地域クラブ団体登録シート（様式第2号）
- （ウ）三次市地域クラブ登録要件確認書（様式第3号）
- （エ）誓約書（様式第4号）
- （オ）団体規約（任意様式）

なお、市教育委員会は、申請内容の審査を行うため、必要に応じて申請団体へのヒアリングを行い、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

### (4) 登録の通知

市教育委員会の審査後、申請団体に対して登録の通知を行います。

### (5) 登録の有効期間

登録団体の登録の有効期間は、登録の効力の発生日の属する年度の翌年度末までとします。

### (6) 登録内容の変更

申請団体は、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合は、市教育委員会へ変更届を提出してください。

- （ア）登録団体の休止または廃止
- （イ）登録団体名の変更
- （ウ）代表者の変更
- （エ）活動内容や参加費など周知内容の変更

### (7) 登録の取消

市教育委員会は、登録団体が次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、認定を取り消します。

- （ア）虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- （イ）登録要件を満たさないことが確認されたとき。
- （ウ）登録団体から認定取消の申出があったとき。
- （エ）その他、市教育委員会が登録団体として不適当と認めたとき。

### (8) 個人情報の取り扱い

登録団体に係る個人情報は、認定に関する事務に使用するほか、必要に応じて関係する三次市立小中学校等の関係団体に提供することがあります。

#### 4 登録団体の運営について

##### (1) 活動方針

「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」及び「三次市地域クラブガイドライン」に沿った、子どもが「やりたい」「やってみたい」と意欲的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる活動であること。

##### (2) 参加対象者及び参加対象地域

(ア) 三次市内に居住、または、三次市内の学校に通学している子どもを対象とします。

(イ) 各登録団体の参加対象地域は、市内全域とします。原則、「各中学校区」のような地域を限定することはできません。

##### (3) 活動時間及び休養日

(ア) 1日当たりの活動時間は、平日2時間程度、休日は4時間程度以内とします。ただし、各登録団体の活動の実情を踏まえ、市教育委員会との協議のうえ、子どもに無理のない範囲内で柔軟に対応できるものとします。

(イ) 週あたりの活動時間における上限は、16時間未満としてください。

(ウ) 休日の大会参加等では、活動時間が4時間を超える場合も想定されますが、子どもの心身の負担を考慮し、過度に終日拘束の長時間にならないよう配慮をしてください。

(エ) 長時間の活動を行うことは、怪我などのリスクが高まることを正しく理解し、参加者がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、活動日数及び活動時間を設定してください。

(オ) 熱中症対策や疲労防止のためこまめな水分補給と十分な休憩時間を設定してください。

(カ) 週に2日以上以上の休養日を設定してください。

##### (4) 指導者

(ア) 指導者は市が指定する研修を受講してください。

(イ) 持続的、安定的な活動の確保のために、複数の指導者が携わることが望ましい。

(ウ) 指導者に対して、公認スポーツ資格等の公的資格の有無は問いませんが、指導する活動において、公的資格がある場合には、資格取得に努めてください。

(エ) 「こども性暴力防止法」の趣旨に基づき、すべての指導者について、過去に子どもに対する性暴力や法令、規則等に基づく懲戒処分等の歴がないことを確認し、運営者及び指導者全員からその旨の誓約書の提出をしてください。

##### (5) 安全確保

(ア) 暴力や暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないこと。参加者同士も同様です。

(イ) 緊急時における保護者や関係機関への連絡体制の整備など、参加者の安全確保のための体制を整えてください。

(ウ) 登録団体は、参加する子どもに対して自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けてください。なお、加入する保険の補償内容は、公益財団法人ス

ポーツ安全保険協会の「スポーツ安全保険」と同等以上にしてください。

併せて、指導者等の関係者についても保険加入するよう努めてください。

(6) 活動場所への移動

活動場所への移動は子ども自身もしくは保護者の送迎により行ってください。

(7) 費用負担

活動に係る参加費等の費用については、自己負担とします。

(8) その他の運営について

各種大会への参加や参加費の徴収、会計事務、施設予約などの団体運営については、各登録団体によって行ってください。

### 三次市地域クラブへの団体登録に関する要項（案）

（趣旨）

第1条 子どもが将来にわたり希望するスポーツ・文化芸術活動等に親しみ、楽しむことができる環境づくりを行うことを目的とする三次市地域クラブの趣旨に賛同し、運営される団体の登録に関し、必要な事項を定める。

（登録要件）

第2条 登録の対象となる運営団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りではない。

- (1) 「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」及び「三次市地域クラブガイドライン」を遵守すること。
- (2) 活動拠点が原則として三次市内にあること。
- (3) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (4) 代表者や指導者が、市が指定する研修を受講していること。
- (5) 子どもに対して、自身のけが等を補償する保険や賠償責任保険に加入させていること。
- (6) 組織の目的、会費、役員等を定めた規約（会則）が整備されていること。
- (7) 適切な心身の安全確保の体制が確保されていること。
- (8) 全ての運営者及び指導者が、以下のいずれにも該当しないことを誓約すること。
  - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。
  - (ウ) 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切な者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の対象としないものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党その他政治団体を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある団体

（登録申請）

第3条 登録を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、次の書類を三次市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に提出するものとする。

- (1) 三次市地域クラブ登録申請書（様式第1号）
- (2) 三次市地域クラブ団体登録シート（様式第2号）
- (3) 三次市地域クラブ登録要件確認書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 団体規約（任意様式）

(登録の審査)

第4条 市教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、登録団体の登録に可否について決定し、申請団体に対し、三次市地域クラブ登録通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

2 市教育委員会は、申請内容の審査を行うため、必要に応じて申請団体へのヒアリングを行い、前項に規定する提出資料のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の有効期間)

第5条 登録団体の登録の有効期間は、登録の効力の発生日の属する年度の翌年度末までとする。

(登録内容の変更)

第6条 申請団体は、次の各号に該当する場合は、速やかに、三次市地域クラブ登録変更届(様式第6号)を市教育委員会に届け出るものとする。

- (1) 登録団体の休止または廃止
- (2) 登録団体名の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 活動内容や参加費など周知内容の変更

(登録の取消し)

第7条 市教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 登録要件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) その他、市教育委員会が登録団体として不適当と認めたとき。

2 市教育委員会は、登録を取り消す場合には、三次市地域クラブ登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録団体へ通知するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 三次市地域クラブ登録申請書(様式第1号)により取得した個人情報は、認定に関する事務に使用するほか、必要に応じて関係する三次市立小中学校に提供することがある。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体名  
代表者名

三次市地域クラブ登録申請書

三次市地域クラブに登録申請するにあたり、次の事項を誓約のうえ、三次市地域クラブ  
団体登録に関する募集要項第 3 条 1 項の規定により申請します。

(誓約事項)

- 1 三次市地域クラブガイドラインを遵守し、本申請書及び添付資料に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち、登録に係る事項に変更があった場合には、速やかに届け出ます。

(添付書類)

- (1) 三次市地域クラブ団体登録シート (様式第 2 号)
- (2) 三次市地域クラブ登録要件確認書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書 (様式第 4 号)
- (4) 団体規約 (任意様式)

様式第 2 号

三次市地域クラブ団体登録シート

年 月 日

|                       |                                                                                                                                   |                    |       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|
| ふりがな                  |                                                                                                                                   |                    |       |
| 登録団体名                 |                                                                                                                                   |                    |       |
| 指導可能な性別               | 男性                                                                                                                                | 女性                 | どちらとも |
| 活動種目                  |                                                                                                                                   |                    |       |
| 設立年月日                 | 年                                                                                                                                 | 月                  | 日     |
| ふりがな                  |                                                                                                                                   | 代表者電話番号            |       |
| 代表者氏名                 |                                                                                                                                   |                    |       |
| 団体所在地<br>(非公開)        | 〒 ー                                                                                                                               |                    |       |
| メールアドレス<br>(団体代表アドレス) | 有 ( )<br>無                                                                                                                        |                    |       |
| HPに掲載する<br>連絡先        | 上記 (電話番号 ・ メールアドレス) に同じ                                                                                                           |                    |       |
| ふりがな                  |                                                                                                                                   | 電話番号 *代表者と同じ場合は省略可 |       |
| 事務局名<br>*代表者と同じ場合は省略可 |                                                                                                                                   |                    |       |
| 所属人数                  | 全体 ( ) 人 うち中学生 ( ) 人 *登録時点                                                                                                        |                    |       |
| 指導者数                  | 資格あり ( ) 人 : 資格名 ( )<br>資格なし *役員・スタッフなど ( ) 人                                                                                     |                    |       |
| 参加活動費                 | 入会金 ( 有・無 ) 円 年会費 ( 有・無 ) 円<br>月会費 ( 有・無 ) 円 その他 ( ) 円                                                                            |                    |       |
| 活動志向                  | 競技志向 エンジョイ志向 体力づくり<br>その他 ( )                                                                                                     |                    |       |
| 活動日                   | 月曜 ( : ~ : ) 火曜 ( : ~ : )<br>水曜 ( : ~ : ) 木曜 ( : ~ : )<br>金曜 ( : ~ : ) 土曜 ( : ~ : )<br>日曜 ( : ~ : ) 祝日 ( : ~ : )<br>不定期 ・ その他 ( ) |                    |       |
| 活動場所                  |                                                                                                                                   |                    |       |
| HP・SNS                | HP・Instagram・Facebook・その他 ( )                                                                                                     |                    |       |

上記のとおり、申請します。

申請者

\*団体登録情報については、広く市民に周知するため、非公開と記載の部分を除き、すべて公開します。ご了承ください。

### 三次市地域クラブ登録要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

※□に✓してください。

#### 1 団体の運営に関すること

- ☐ 原則として市内の児童・生徒が参加できるクラブであること。
- ☐ 活動拠点は、原則として三次市内であること。
- ☐ 「三次市部活動の地域展開に係る基本方針」及び「三次市地域クラブガイドライン」を遵守していること。
- ☐ 三次市が推奨する指導者研修を受講し、三次市に認定を受けた地域指導者が、役員または指導者として登録団体の活動に携わること。

#### 2 団体の活動方針や指導方針に関わること

- ☐ 児童・生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動等を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目的とした活動であること。
- ☐ 暴力や暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこのような行為も許さないことを誓約すること。
- ☐ 長時間の活動を行うことは、怪我などのリスクが高まることを正しく理解し、参加者がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、三次市地域クラブガイドラインに準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- ☐ 参加者の体力、健康状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。
- ☐ 緊急時における保護者や関係機関への連絡体制の整備など、参加者の安全確保に万全を期すこと。

上記の内容をすべて確認し、三次市地域クラブ登録団体として活動することを了解しました。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

私は、

・暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 5 号

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長

三次市地域クラブ登録通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市地域クラブ登録申請について、次のとおり登録されましたので通知します。

1. 登録団体名：
2. 登録期間： 年 月 日～ 年 月 日
3. 留意事項  
(※必要に応じて記載)

様式第 6 号

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体名  
代表者氏名

三次市地域クラブ登録変更届

年 月 日付で三次市地域クラブ登録の通知を受けた（登録団体の名称）について、次のとおり、変更について届け出ます。

1 登録団体名：

2. 変更内容：

様式第 7 号

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長

三次市地域クラブ登録取消通知書

年 月 日付けで三次市地域クラブとして登録した（登録団体の名称）について、次のとおり、登録を取り消すこととしましたので通知します。

1. 登録団体名：
2. 登録取消理由：

## (案)

## 部活動の地域展開についてのQ &amp; A

※本Q & Aは、今後の状況により、変更する場合があります。

Q 1 : なぜ、部活動を地域展開する必要があるのですか？

A 1 : 少子化等により、市内中学校において学校部活動の選択肢が少なくなっており、学校だけでは、生徒のやりたい活動が選べなくなりつつあります。このため、本市では、令和9年4月から休日の部活動を終了し、子どものやりたい活動ができる環境整備として、「三次市地域クラブ」の体制づくりを進めています。

Q 2 : 三次市地域クラブでは、何ができるのですか？

A 2 : 次の3つの取組を柱として、取り組んでいきます。

①三次市地域クラブ登録団体による活動

②関係団体や市の主催による体験会への参加

③放課後等を活用したつながる場への参加

それぞれ活動を子どもが選んで参加することとしています。

Q 3 : 三次市地域クラブは、だれが実施するのですか？

A 3 : 当面の間、三次市地域クラブの事務局は、市教育委員会で担うこととしています。事務局内に「三次市地域クラブサポートセンター」を設置し、地域のスポーツや文化芸術団体の登録を進めています。登録された団体の運営については、それぞれの団体で行われます。

Q 4 : 三次市地域クラブへは、だれが登録するのですか？

A 4 : 三次市地域クラブは、子どもたちが「自分で決める」ということを大切にして取り組みます。子どもたちの選択肢を増やすため、スポーツ団体や文化芸術団体、伝統芸能団体、住民自治組織、企業などの地域の様々な団体と連携しながら充実を図っていきます。

Q 5 : 部活動に入っている、三次市地域クラブに参加することはできますか？

A 5 : 部活動と三次市地域クラブの両方に参加することも、いずれか一方に参加することもでき、選択の方法は自由です。

Q 6 : 三次市地域クラブでこれまでどおり大会に参加することはできますか？

A 6 : 中学校体育連盟主催大会では、一定の参加条件を満たした地域スポーツ団体の出場が可能となっており、地域クラブでも中学校体育連盟の大会に出場することはできます。  
(※「所属され団体が参加条件を満たしているか」や「参加する意思があるか」については、それぞれの団体に確認してください。) その他の大会等については、各大会等の主催者によって定められていますので、確認が必要です。

(案)

Q 7 : 三次市地域クラブへの参加は会費が必要ですか？

A 7 : 三次市地域クラブへの各登録団体が、継続して活動していくためには、一定の経費が必要であり、月会費や年会費、実費などが一定の負担が必要となります。金額については、各団体が設定することとなります。

Q 8 : 三次市地域クラブでの活動中に事故があった場合、誰が対応するのですか？

A 8 : 活動は、それぞれの団体で行われるため、事故等が発生した場合には、基本的には各登録団体が責任を負うこととなります。

そのため、万が一の事故やけが等に備えて、参加する子どもやスタッフに、原則として保険に加入していただく必要があります。

Q 9 : 保険は、三次市地域クラブで加入するのですか？

A 9 : 加入する保険は、スポーツ安全協会の保険とし、三次市地域クラブ事務局で参加者を取りまとめ保険への一括加入を行うこととしています。

Q10 : 三次市地域クラブへの移動手段はどのようになるのですか？

A10 : 活動場所へは、原則、各自での移動となります。

Q11 : 休日のみで、平日の部活動は続くのですか？

A11 : 令和 9 年 4 月からは休日の部活動は終了しますが、平日の部活動は継続します。

将来的には、学校部活動は全て終了し、平日も含めた三次市地域クラブを展開していきます。

Q12 : 平日も含めた三次市地域クラブはいつからですか？

A12 : 令和 1 1 年度から令和 1 3 年度の期間を目途に、学校部活動を終了し、平日も含めた三次市地域クラブを展開することとしています。

平日も含めた地域展開を開始するまでの期間を移行期間とすることとしています。

Q13 : 移行期間の取扱はどうなるのですか？

A13 : 移行期間においては、三次市地域クラブと部活動が共存する期間です。

移行期間では、

①部活動のみに所属

②三次市地域クラブのみに所属

③どちらにも所属

のように、自分のペースでスタイルを選ぶことができる期間とします。

Q14 : 部活動として大会等に参加することはできますか？

A14 : 休日の部活動は三次市地域クラブで活動することとなるため、原則、部活動として大会等へ参加することはできません。

しかしながら、移行期間については、極力影響が少なくなるよう、大会や地域行事等への出場については学校の判断とします。

(案)

Q15：休日に部活動の練習はできないのですか？

A15：休日の部活動の練習は、原則、できません。しかしながら、移行期間の措置として、学校部活動で大会等に出場する場合等の休日の練習については、学校の判断とします。

Q16：夏季休業中など、長期休業中の部活動はどうなるのですか？

A16：夏季休業中などの長期休業中の活動は、課業日と同様に平日は部活動が可能で、土日は原則できません。ただし、土日の大会等への参加や大会前の練習の場合はQ14、Q15と同様の取り扱いとします。

## 三次市地域クラブのヒアリング状況

## 1 三次市地域クラブ登録に係るヒアリング状況（令和 8 年 9 月 1 8 日現在）

（１）登録の意向がある団体：１９種目１８団体

|      |          |                                                |
|------|----------|------------------------------------------------|
| スポーツ | 陸上競技     | セイカスポーツセンター・陸上教室                               |
|      | 軟式野球     | GANBO 軟式野球クラブチーム                               |
|      | 剣道       | 粟屋スポーツ少年団剣道部、吉舎剣友会、<br>三良坂剣道教室、八次剣道スポーツ少年団、北辰会 |
|      | サッカー     | セイカスポーツセンター・ユースサッカースクール                        |
|      | 卓球       | スリーネクスト卓球スポーツ少年団、みわスポーツクラブ                     |
|      | レスリング    | 三次ジュニアレスリングクラブ                                 |
|      | 柔道       | 八次柔道場スポーツ少年団                                   |
|      | 太道       | 日本太道連盟奥旨塾                                      |
|      | ゴルフ      | 三次市ゴルフ部会（新規）                                   |
|      | ゲートボール   | ゲートボール部会                                       |
|      | グラウンドゴルフ | グラウンドゴルフ部会                                     |
|      | バスケットボール | みわスポーツクラブ                                      |
|      | バレーボール   | みわスポーツクラブ                                      |
| 文化芸術 | 吹奏楽      | きりり中学生吹奏楽クラブ                                   |
|      | パソコン     | PD クリエイタークラブ                                   |
|      | 科学技術     | 三次科学技術教育協会                                     |
|      | 茶道       | みわスポーツクラブ                                      |
|      | パン教室     | みわスポーツクラブ                                      |
|      | 琴        | みわスポーツクラブ                                      |

（２）登録検討中の団体：１１種目１０団体

|      |                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スポーツ | 十日市野球クラブ、ペリグリンズ（バスケットボール）、ビーチボールバレークラブ、八次スポーツ少年団バスケットボール、バレーボールクラブ（新規）、中高地域クラブ（新規）、八次テニススポーツ少年団 |
| 文化芸術 | 横谷神楽団、三次太鼓、中高地域クラブ（新規）、茶道                                                                       |

## 2 三次市地域クラブ活動ガイドラインに対する主な意見

### (1) 認定要件について

#### (ア) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- ・練習であれば大丈夫と思うが、大会参加や合宿、練習試合（招待試合含む）などの場合は、4時間以上の活動になるので、配慮が必要である。

#### (イ) 代表者や指導者が、市が指定する研修を受講していること。

- ・研修の必要性は感じているので、受講する。
- ・スポーツクラブにおいて、指導者資格取得のための研修を受講している場合には、市の研修は免除してもよいのではないか。パワハラや安全管理の内容も含まれており、更新もあるので継続して受講する状況であり、十分であると思う。
- ・資格の有無に関わらず、市として子どもへの接し方や安全管理の研修は行った方がよい。陸上教室でも指導者資格取得のための研修を受講している人が指導している。研修内容にもよるが、例えば丸1日の研修になると大変なので、受講内容については検討が必要であると思う。
- ・指導者の研修は、柔道連盟で年1回、スポーツ少年団で4年1回受講し、その中でハラスメント防止等の講義を受けているが、三次市地域クラブの研修も受講する。

#### (ウ) 子どもや指導者など活動に関わる全ての参加者に対して、自身のけが等を補償する保険や賠償責任保険に加入させていること。

- ・激しい運動ではないので、保険には加入していない。怪我をしないためのルールがある。小学生や中学生の保険料の支援や加入事務をしてもらえるのであれば、ありがたい。
- ・陸上教室では保険加入はしておらず、個人の責任にしている。保険料の支援や事務手続きをしてもらえるのであればありがたいし、子どもにとっても良いと思う。各団体へ加入を義務付けられると手続きなど負担が大きい。
- ・保険料の支援について助かるが、中学生のみが対象となると対応が難しい。その場合は、練習については自己責任になるかもしれない。
- ・八次柔道場スポーツ少年団には、小学生や市外の中学生在が参加するので、保険の対象が市内の中学生だけとなると、小学生や市外の中学生の保護者がどう思われるということを心配する。
- ・市内外の小学生から高校生が参加しているので、保険の支援が市内の中学生だけになると、他の子どもの保護者から不満がでることを心配する。
- ・文化芸術団体への保険加入が義務付けられることについては、保険の必要性を感じないので、「推奨」にしていきたい。ただし、機材の損壊の保証が含まれるのであれば、保護者の理解が得られるかもしれない。

## (2) 認定地域クラブに対する支援について

### (ア) 子どもや保護者等への周知

- ・周知と保険料の支援があれば十分ではないか。周知してもらえるだけでありがたい。
- ・周知がメリットという話だが、それだけでは協力は得られにくいのではないか。

### (イ) 補助金について

- ・補助金があれば、ありがたい。
- ・備品購入費や外部講師の謝金等に充てる補助金があればよい。
- ・現在の指導者はボランティアであるが、将来的には報償費を支給したいので、その支援があればありがたい。

### (ウ) 学校体育施設に利用に係る使用料（実費を含む）の減免及び備品の貸出

- ・三次市市民ホールきりりで、コンクールを開催したいが、認定地域クラブとして、使用料の減免があればありがたい。
- ・希望があれば、小学生の練習参加も考える。吹奏楽部員以外でも学校備品の活用が可能か？
- ・使用料や実費の減免については、減免するのであれば、収入減について補助が必要である。みよし運動公園では、子どもが使用する場合は3時間まで使用料は減免（実費は別）しているが、全てが無料と認識されるなどもデメリットもある。減免の継続は難しい面もある。
- ・施設の確保が難しくなっている。空調設備を使用すると利用料が高くなるため使用していない。利用できる施設の確保や使用料の減免があるとありがたい。

### (エ) その他の支援

- ・参加費が保護者からすると一番ネックになるのではないか。受益者負担の軽減につながるような支援策があれば良いのではないか。
- ・企業と連携して指導者の派遣ができるような仕組みがあれば良い。例えば、夕方からは有給を取らなくても、地域クラブでの指導が行えるようになれば、協力してもらえる可能性はあるのではないか。
- ・中体連の大会に参加するために、三次市地域クラブ登録を考えている。
- ・保護者負担の軽減を図りたいという気持ちがあるので、大会参加に係る子どもの輸送費や宿泊費等への支援があると助かる。
- ・再配置によって、学校にあらたな部活動ができることで、三次市地域クラブに登録している団体が存続できない状況にならないようしてもらいたい。
- ・三次市地域クラブに登録する団体には、団体の活動拠点に近い学校の生徒が参加できるように支援してもらいたい。

- ・市においては、技術向上のための教室や有名人を招聘してのイベントを企画・実施してもらいたい。